

第4回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会 で決定した各地方整備局等における取組について

- ① 年内目途に、地方整備局等が主催者となって、各地方ブロックごとに「建設業社会保険推進・処遇改善『地方』連絡協議会」を開催し、地方レベルにおいても取組強化を図る。
- ② 以下課題について、地方整備局等は必要に応じて市区町村に直接働きかけを行う。
 - ・ 公共工事を発注する際に、受注企業等を社会保険等加入業者に限定する取組を実施すること
 - ・ 国土交通省が定める工事積算基準を参考にしつつ、法定福利費等を的確に反映した予定価格を定めること
 - ・ 公共工事標準請負契約約款に基づき、請負代金内訳書における法定福利費の内訳明示の活用を図ること
 - ・ 請負代金内訳書による法定福利費の割合が、予定価格における割合に比べて著しく低い場合（国土交通省直轄工事においては50%以下目安）には、事業者に対して確認を行うこと
 - ・ 建設キャリアアップシステムの公共工事における活用・評価を行うこと
 - ・ 建退共制度の履行強化、電子申請方式の活用を促進すること

【北海道開発局における取組（案）】

①について

- ・ 令和2年12月17日（木）に協議会を開催し、取組内容の共有を図る。

②について

- ・ 「公共工事の受注企業等を社会保険等加入業者に限定する取組」が未実施の市町村のうち、人口規模が大きい自治体へ許可行政庁（北海道開発局・北海道庁）及び各地方建設業協会が訪問し、働きかけを行う。
- ・ 「公共工事の受注企業等を社会保険等加入業者に限定する取組」が未実施の市町村及び「請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組」を導入していない市町村に対し、別紙要請書（案）を送付し取組の実施を促す。
- ・ 前述の自治体訪問時や各種会議等の場を利用して、建設キャリアアップシステムの活用や建退共制度の履行強化等について資料を配付し、周知する。

〔参考：北海道の状況〕

- ア 「公共工事の元請企業を社会保険等加入業者に限定する取組」が未実施の自治体 ⇒ 57市町村
- イ 「公共工事の下請企業を社会保険等加入業者に限定する取組」が未実施の自治体 ⇒ 91市町村
- ウ 「請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組」を導入していない自治体 ⇒ 156市町村

(案)

令和〇年〇月〇日

各地方公共団体入札契約担当課及び発注担当課 御中

建設業社会保険推進・処遇改善北海道地方連絡協議会
会長 北海道開発局事業振興部長 柳原 優登

建設業における社会保険未加入対策等の協力要請について

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本協議会は、建設業の持続的な発展に必要な人材確保と公平な競争環境の構築を図るため、平成24年8月に「社会保険未加入対策推進北海道地方協議会」として設置（平成30年8月に現協議会に改組）し、関係行政機関及び業界団体等と連携して社会保険未加入対策や建設技能者処遇改善の取組を推進しているところです。

この度、令和2年6月に東京都で開催された「第4回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」（全国協議会）において、重点課題として、各地方ブロックにおいて社会保険加入・処遇改善等に関する取組の強化が決定され、公共工事を発注している各地方公共団体へ働きかけを行うこととなりました。

社会保険未加入や適正な法定福利費が支払われない状況は、建設技能者の処遇低下を招き、担い手の確保にも影響が生じることが懸念されます。

特に北海道では全国に比して人口減少や高齢化が進んでおり、建設業の担い手確保が急務となっていることから、貴団体におかれましても下記取組に御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 公共工事を発注する際、受注企業等を社会保険等加入業者に限定すること。
特に元請企業については、最低限実施すること。
- 2 受注者から提出される請負代金内訳書に法定福利費を明示すること。

以 上

(担当)

建設業社会保険推進・処遇改善北海道地方連絡協議会事務局
北海道開発局事業振興部建設産業課 中尾・渡辺
TEL：011-709-2311（内線 5895・5893）